

サンライズ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 東仁会が設置するサンライズ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動維持回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 ステーションは、事業の運営にあたって必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - 3 ステーションは、事業の運営にあたって、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供を努めなければならない。

(事業運営)

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士（以下「看護師等」という）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称： サンライズ訪問看護ステーション
- (2) 所在地： 三鷹市下連雀三丁目 44 番 17 号 エルヴェ三鷹 3 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者： 看護師若しくは保健師 1 名
管理者は、所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
但し管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員： 保健師、看護師は常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士： 作業療法士： 適当数 * 必要に応じて雇用し配置する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者 医療法人社団 東仁会職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。(祝日も営業する)

ただし、12月30日から1月3日までを除く

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(利用時間及び利用回数)

第7条 介護保険利用者による訪問看護の利用は、居宅サービス計画に沿った時間、回数とする。

2 医療保険利用者による訪問看護の利用は、週3日を上限とし、30分から1時間30分を標準にし、これを超えないものとする。ただし、厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び特別訪問看護指示書が交付されている利用者等については、その限りではない。

3 自費訪問看護の利用は、利用者の希望に沿う。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者は主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した訪問看護指示書に基づき、看護計画を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供するものに調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話

(3) 褥創の予防・処置

(4) リハビリテーション

(5) ターミナルケア・認知患者の看護

(6) 療養生活や介護方法の指導

(7) カテーテル等の管理

(8) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

- 第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 ステーションは基本利用料のほか、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受け取るものとする。

(訪問看護実施地域)

第12条

- (1) 武蔵野市全域
- (2) 三鷹市 上連雀全域・下連雀全域
井の頭3丁目～5丁目範囲内・深大寺1丁目～2丁目範囲内
新川5丁目～6丁目範囲内 井口1丁目～3丁目
- (3) 西東京市 柳沢2丁目～3丁目範囲内 ・東伏見4丁目～5丁目範囲内
- (4) 杉並区 久我山4丁目範囲内 ・松庵1丁目～3丁目範囲内

(相談・苦情対応)

- 第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対して窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対して、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該使用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

- 第16条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、又業務体制を整備する。
- 2 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管しなければならない。

付則

平成24年4月16日より実施する
平成25年5月 6日より改訂
平成26年6月 1日より改訂
平成28年7月1日から施行する
平成30年7月1日から施行する
令和5年10月1日から施行する
令和7年6月1日から施行する。